

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会 ニューズレター



平成 30 年度 第 2 回 研究会
(國學院大學 渋谷キャンパス 3 号館)

「近代の災害救助支援と政府・皇室・ 宗教の役割に関する実証的研究」 2 年目を終えて

研究代表者 新田 均*1

皇室福祉 NL 第 8 号をお届けします。今回は平成 29 年度文部科学省科学研究費の助成を受けた研究「近代の災害救助支援と政府・皇室・宗教の役割に関する実証的研究」の 2 年目の後半で達成した成果を公表するものです。詳しくは後に記事に譲りますが、主な内容は、平成 31 年 3 月 5 日(火)に國學院大學・渋谷キャンパスで開催された平成 30 年度第 2 回研究会での発表です。

この研究も来年度はいよいよ最終年度となります。2 年間の成果を踏まえて、どのようにまとめて行くかが課題となります。

平成 30 年度 第 2 回研究会プログラム

(平成 31 年 3 月 5 日(火))

【開会挨拶】(13:00)

新田 均

【参加者自己紹介】

【ゲストトーク 1】(13:15～14:35)

今泉 宜子「昭憲皇太后基金の設立とその歴史、近代における皇室と開発協力について」

【報告 1】(14:45～15:15)

山路 克文「戦前・戦後における『日本型福祉』概念の連続・非連続の問題をめぐって：日露戦争後の感化救済事業から総力戦体制下の厚生事業にいたる救済思想の変遷について」

【ゲストトーク 2】(15:30～16:50)

松本 滋「天皇皇后両陛下の災害地お見舞い行幸啓等：皇室取材を通して」

【報告 2】(16:50～17:30)

宮城 洋一郎「明治 38 年東北地方大凶作と福島県：恩賜金の配付をめぐる問題点」

【研究トピックス紹介、情報交換会】(17:30～18:00)

【その他】

平成 31 年度事業計画
事務連絡等

【懇親会】(18:30～)

目次

第 8 号

2 年目を終えて……………新田 均 1



平成 30 年度 第 2 回研究会プログラム……………1

平成 30 年度第 2 回「皇室と福祉研究会」報告……………櫻井 治男 2



昭憲皇太后基金の設立とその展開：
戦後の基金増額献金運動を事例として……………今泉 宜子 3



平成の天皇の災害地御視察の淵源を
考える……………松本 滋 4

戦前・戦後における「日本型福祉」概念
の連続・非連続の問題をめぐって：

日露戦争後の感化救済事業から
総力戦体制下の厚生事業にいたる救
済思想の変遷について

……………山路 克文 5



明治 38 年東北地方大凶作と福島県：
恩賜金の配付をめぐる問題点

……………宮城 洋一郎 7

「明治」探訪……………井上 兼一 8

宮内公文書館『恩賜録』調査について

……………岡本 和真 9



活動報告 平成 30 年度……………9

会員の主な業績……………10

出張報告 平成 30 年度……………10

編集後記……………10



平成 30 年度 第 2 回 「皇室と福祉研究会」報告

櫻井 治男*2

年間に 2 回を目途として開催している研究会。一回は伊勢での開催、他一度は研究報告内容・報告者、資料収集、フィールドワーク対象等に関わる観点を踏まえて、伊勢を離れ行うというパターンで運営してきた。平成 25 年度より篠田学術振興基金助成を受け、現在は科研費助成研究として進めているが、これまでに京都市(1 回)、岐阜市(1 回)、東京都内(3 回)で行ってきた。本年度第 2 回研究会は、平成 31 年 3 月 5 日(火)・6 日(水)の 2 日間にわたり東京都内の國學院大學と明治神宮を会場とした。

5 日の研究会は、研究分担者の藤本頼生・國學院大學神道文化学部准教授のお世話で、同大学の教室をお借りし、お 2 方のゲスト・トークとメンバー 2 名による研究報告を中心とするプログラムで実行した。参加者は、ゲスト・スピーカー、オブザーバー参加の明治神宮職員の方々を含め 16 名となった。

開会にあたり、新田均代表より、本会の趣旨と 2 年目がまもなく終了する科研費研究の状況を含め挨拶があり、続いて参加者全員が自己紹介を行ったのち研究会に入った。

〔ゲストトーク1〕として、今泉宜子氏(明治神宮国際神道文化研究所 主任研究員・研究推進課長)から「昭憲皇太后基金の設立とその歴史、近代における皇室と開発協力について」のタイトルで、お話をうかがった(要旨は後掲)。『明治日本のナインテーンたち 世界を救い続ける赤十字「昭憲皇太后基金」の 100 年』(扶桑社、2014 年)の著者として知られる今泉氏。本会のメンバーにも知人が多い。「昭憲皇太后基金」創設の経緯、戦時ではなく「平時支援」という特色、基金維持に対する皇室、明治神宮の関わり、そして実際の支援内容について、世界各国を廻りその様相を検証されたことなど紹介いただいた。地図を広げながら

示された支援先には、「いったいどこにある国？」というように、改めて私たちの目を広げる機会となった。

〔ゲストトーク 2〕は、「天皇后両陛下の災害地お見舞い行幸啓等:皇室取材を通して」と題し、神社新報社記者・特報部長の松本滋氏よりお話をうかがった(要旨は後掲)。学生時代から写真を得意とされる松本氏は、新聞と週刊誌による撮影対象やアングルの違いなど、普段は聞けない話題が盛り込まれ、また今上天皇が皇太子時代に伊勢湾台風(昭和 34 年・1959)の被災地お見舞いとして三重県を訪問された経緯・意義などを踏まえ、今日に至る被災地見舞いの様相などを語っていただいた。同氏の論文「平成の災害と皇室」(『悠久』130 号、平成 25 年 2 月)も配布され、これまで、明治期の大規模自然災害への「恩賜金」配布にかかる研究を進めてきたメンバーにとり、戦前・戦後の状況を比較検討する上で参考となった。

今泉・松本両氏にはご多忙のなかご出席をいただき改めて感謝申し上げたい。

会員による報告は、山路克文氏(鈴鹿大学)「戦前・戦後における『日本型福祉』概念の連続性と非連続性の問題をめぐって」、宮城洋一郎氏(種智院大学)「明治 38(1905)年東北地方大凶作と福島県:恩賜金の配付をめぐる問題点」で、各報告の要旨は後掲した。最後に、平成 31 年度事業計画について櫻井より説明があり閉会した。

6 日は明治神宮参拝の後、近くの神社本庁ロビーの一角をお借りして、「皇室福祉年表」(案)作成の打合せ会を行い、さらに「聖徳記念絵画館」を訪問し 2 日間にわたる日程を終了した(後掲、井上兼一「『明治』探訪」参照)

7・8 両日は、宮城・櫻井・金田・岡本が宮内庁書陵部にて『恩賜録』(昭和期)の調査と写真撮影を実施した(岡本報告参照)。長時間に及ぶ撮影は、臺の身に厳しいところではあったが、資料閲覧にご高配をいただいた書陵部にお礼を申し上げたい。

今回の参加者は、以下のメンバーであった(順不同・敬称略)。

新田均・宮城洋一郎・藤本頼生・山路克文・櫻井治男・井上兼一・室田保夫・小平美香・冬月律・金田伊代・岡本和真・中野一茂



昭憲皇太后基金の設立とその展開:戦後の基金増額献金運動を事例として

今泉 宜子*3

「昭憲皇太后基金」は、明治45年、世界の赤十字に対しその平時救護事業を奨励する為、昭憲皇太后の下賜金10万円(現在の約3億5千万円相当)をもとに設立された。戦時下の救護を活動の中心としていた当時の赤十字にとって、自然災害や疾病等の平時支援を趣旨としたこの基金の誕生は画期的だった。同基金が、今日の開発援助の先駆けといわれる所以である。基金の管理運営は、ジュネーブにある「昭憲皇太后基金合同管理委員会」によって行われ、元金はそのまま基金から生じる利子を配分している。一事業への支援金は200万円相当で、ODA等に比べれば決して高額ではない。しかし、この105年間で計166の国と地域、650を超える各国赤十字の平時救護事業がこの資金によって実現している。

本報告では、基金の成り立ちと100年の歴史を概観するとともに、特に戦後の展開に焦点をあてた。基金の運用は常に順調ではなく、経済状況が変動した昭和40年代には、その存続が危ぶまれた時期もあった。基金の必要性を認めその危機を救ったのは、当時の皇室をはじめ政府、そして明治神宮を含む民間からの増額献金だった。そこで、近代の福祉事業における皇室・政府・宗教界が果たした役割について、戦後の基金増額献金運動を事例に取り上げ考察した。

【表1】は基金に対する日本の拠出状況だが、まず昭憲皇太后以来の下賜金の存在がある。最近でも平成26年、皇后陛下80歳誕生記念で500万円が下賜されている。次に、政府外務省の拠出金が昭和41年に始まることに着目したい。当時の状況を日本赤十字社の近衛忠輝社長が次のように回顧している。「昭憲皇太后基金は第二次大戦後、大幅に目減りをしました。そして同じく消滅の危機にあったロシアやドイツのかつての王



室の基金と合体するといった案もあったようでありませぬ。一方、この由緒ある基金を是非残すべきだと、時のジュネーブ駐在の日本大使が奔走されまして、日本政府が毎年一定額を寄付することを決めることにより、存続が決まりました」(『神園』第12号、平成26年11月、7頁)。政府は、昭和41年から50年度まで、毎年1000万円を拠出することを決定。これは配当が安定した平成14年まで継続された。

昭和43年、日赤は時あたかも明治維新100年を機とし、同年1月から45年3月まで6000万円を目標にした募金を呼びかけるに至る。再び【表1】に戻れば「その他の寄付金」が43年から始まるが、これが財界および一般個人を含む民間からの献金に当たる。

時を同じく、明治神宮・明治神宮崇敬会も募金を開始し、目標額の一割にあたる600万円を2年にわけて寄付することを決定した。これが今に続く明治神宮・崇敬会基金増額献金運動の端緒で、これまでの支援総額は約2億円に達する。付け加えれば、そもそも明治神宮の福祉活動は、祭神である昭憲皇太后が福祉に寄せた御心に沿うべく、昭和35年4月11日の昭憲皇太后祭を契機として始まっている。昭和43年の献金はこの活動の延長線上にある。昭和35年4月、記念すべき社報『代々木』の創刊号には、「皇后さまのご命日に愛の贈りもの」と題して、渋谷の孤児院「福田会」や練馬の「錦華学院」をはじめ、都内の養護施設にオルガンや辞書・図鑑等を寄贈した様子が紹介された。なぜ昭和35年かといえば、明治神宮は昭和20年の空襲で社殿を焼失し、戦後は国家の管理も離れたため復興に時間を要した。崇敬会自体、その発足は終戦翌年の昭和21年のことだ。その崇敬者の支援を得て焼失施設の復興を果たしたのが昭和35年。次は社会に向けた活動をと始まった取り組みが、祭神ゆかりの福祉事業であったことは意義深く思われる。

皇室に端を発する福祉事業の役割は、その金額の多寡よりは、時を重ねつつ静かに広がっていくその波及効果にこそあるのではないか。



【表1】昭憲皇太后基金に対する日本からの拠出状況(平成31年2月8日現在、日本赤十字社調べ)

御下賜金		
年月	金額(円)	内容
明治45年5月	100,000	昭憲皇太后 第9回赤十字国際会議(ワシントン)
昭和9年10月	45,700,000	皇后陛下・皇太后陛下 第15回赤十字国際会議(東京)
昭和38年		皇后陛下 国際赤十字創設100周年記念
昭和43年12月		天皇、皇后両陛下 明治100年及び日赤増額募金
昭和44年		皇后陛下 御画集頒布収益金
昭和58年3月		皇后陛下 80歳御誕生日記念
平成元年11月		皇太后陛下 御画集「錦芳集」増補新訂版収益金
平成3年12月		天皇、皇后両陛下・皇太后陛下 御歌集頒布収益金
平成5年3月		皇太后陛下 90歳御誕生日記念
平成8年7月		皇后陛下 60歳御誕生日記念
平成12年5月		天皇、皇后両陛下 赤十字国際委員会御訪問記念
平成16年10月		皇后陛下 70歳御誕生日記念
平成24年3月		天皇、皇后両陛下 昭憲皇太后基金創設100周年記念(500万円)
平成26年10月	5,000,000	皇后陛下、80歳御誕生日記念
小計	50,800,000	
政府外務省拠出金		
昭和41～平成3年	260,000,000	各年毎1,000万円を26年間にわたり拠出
平成4～平成9年	120,000,000	各年毎2,000万円を6年間にわたり拠出
平成10～平成13年	68,000,000	各年毎1,700万円を4年間にわたり拠出
平成14年	8,500,000	
小計	456,500,000	
その他の寄附金		
昭和43～平成30年度	765,999,788	
総計	1,273,299,788	

平成の天皇の災害地御視察の淵源を考える

松本 滋*4



平成を振り返ると、平成3年の雲仙・普賢岳噴火災害をはじめ5年の北海道南西沖地震、7年の阪神・淡路大震災、23年の東日本大震災や豪雨などが次々に発生した災害の時代だった。災害発生にあたって、天皇陛下は皇后陛下とともにあまり時間をおくことなく自ら被災地に赴かれ、被災民をお見舞、慰問されるという先鞭をつけられた。

被災地へ行幸啓になり、膝をついて被災者の人々と同じ目線でお言葉をかけられるそのお姿は「平成流」と呼ばれ、災害で苦しむ人々の心に希望を与え、復興の原動力となっていき、お見舞い訪問を重ねるたびに陛

下、皇室の存在感は増していった。

これは偏に天皇陛下自ら現地に入って亡くなった方々を悼み、被災者を慰め励ますことこそ、「国民の安寧と幸せを祈り、人々に寄り添う」国民統合の象徴としてのお務めと信じてこられたお気持ちの具現化であったといえよう。

自然災害後発災直後の混乱した現地への天皇、皇



筆者撮影

后のお見舞行幸啓は、各地のある種の安全宣言にも繋がっていくこととなるが、先例が無いこともあって当時、異例づくめで、安全の確保はもとより、実現にこぎつけるために、宮内庁をはじめ関係各所でさまざまな困難を乗り越える必要があったようだ。

伊勢湾台風が平成の天皇の災害御視察の原点

天皇陛下は例年にも増して災害の多かった平成 30 年、お誕生日に先立つ記者会見で「私が初めて

被災地を訪問したのは、昭和 34 年、昭和天皇の名代として、伊勢湾台風の被害を受けた地域を訪れた時のことでした」と述べられている。21 年のお誕生日に先立つ記者会見でも、「5 千人以上の命が失われた伊勢湾台風から今年は 50 年になります。当時ヘリコプターに乗って、上空から、一面水に浸った被災地の光景に接したことや、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川の氾濫の災害を受けた長島町の町長の話聞いたことなど、痛ましく思い起こされます」と述べられている。これらの会見から、平成の天皇の御心の中に、皇太子時代に御視察された伊勢湾台風が色濃く残っておれたことをうかがうことができる。自然災害の被災地行幸の先鞭をつけられた平成の天皇に寄り添い、その思いを実現にいたるべく尽力されたのが当時の宮内庁長官を勤めた藤森昭一氏。藤森氏は昭和 25 年 3 月に東京大学法学部卒業後、厚生省に入省し、昭和 34 年 5 月に三重県民生労働部厚生世話課長に就任している。奇しくも伊勢湾台風発生当時、被災者援護に日夜忙殺していたという。この後、藤森氏は厚生省に戻り、昭和 63 年 4 月に宮内庁次長、同年 6 月から同 8 年 1 月まで長官を勤めることとなり、昭和天皇の崩御、大喪の礼、平成の即位の礼を取り仕切るとともに、敏腕長官とし天皇陛下の御心を受け、皇室の活動を支えてきた。天皇陛下、藤森宮内庁長官ともに若き日に伊勢湾台風へ遭遇し、その対応が、平成に入っての速やかな災害地御見舞い視察の実現へと導いていった淵源といえるのではないだろうか。

なほ藤森昭一氏は 8 年 3 月宮内庁長官を退官後は、同年 4 月に日本赤十字社社長、17 年 4 月には日本赤十字社名誉社長に就任にし、引き続き災害救援活動など、皇室とともに福祉活動をおこなってある。

戦前・戦後における「日本型福祉」概念の連続・非連続の問題をめぐって：日露戦争後の感化救済事業から総力戦体制下の厚生事業にいたる救済思想の変遷について

山路 克文^{*5}

2016(平成 28)年 8 月 9 日の当年度第 1 回の皇室福祉研究会において『連続』の視点からみた日本の福祉原理の系譜：井上友一における感化救済思想と皇室の下賜との関係について」と題して、井上友一の感化救済思想を中心に報告を行った。

今回 2019(平成 31)年 3 月 5 日は、その続編として「戦前・戦後における『日本型福祉』概念の連続・非連続の問題をめぐって：日露戦争後の感化救済事業から総力戦体制下の厚生事業にいたる救済思想の変遷について」と題して報告を行った。

報告の主な内容は、前半を報告者の問題意識、後半を感化救済事業から戦時厚生事業までの救済思想の変遷を中心に報告を行った。以下それぞれの要点について述べる。

1. 問題意識—「連続・非連続」について

第 2 次世界大戦後 GHQ の占領政策下において福祉 6 法体制が整った。その中心概念はいわゆる「措置制度」体系である。これを一般的に「福祉の措置」というが行政による措置権の発動は、何らかの事情により家族の扶養機能に支障が出るか、それが出来なくなった場合に機能する制度であり、これは民法 877 条「扶養義務者による扶養」を第一義とするわが国の家族制度を基本としている。そして措置権が発動されてもその家族の経済状況に合わせて扶養義務者からの費用徴収制度を各法のなかに条文化し、扶養義務者による扶養の責任を果たすことを明確にしている。つまり、「措置制度」は、社会福祉 6 法体制下においても、積極的防貧政策ではなく救貧政策、すなわち、家族の扶養機能の補完・代替機能を担っていた。¹

いわゆる「連続・非連続」問題とは、戦前の救済思想が戦後も蘇っているか、否かが論点となるが、戦前戦後を通して節目に登場する社会事業・社会福祉に関する提言等には、ほぼ全てに「日本型」という冠が据えられているか、あるいは実質的に「日本型」を意図する表記がある。つまり、「伝統的家族国家観」を拠り所にした福祉思想である。この福祉思想の系譜はどのようなものであるのか、今回は井上友一等の「感化救済思

*5 鈴鹿大学 こども教育学部 教授
皇學館大学 現代日本社会学部 非常勤講師



想」に求めたが、今回は感化救済事業から戦時厚生事業まで検証してみた。

2. 感化救済事業から戦時厚生事業まで

1) 感化救済事業の目的

感化救済事業について、土井は、日露戦争後の疲弊した経済状況を背景に、その後の産業革命期に対応する慈善事業すなわち私的救済の持つ限界意識から生じた帝国主義形成期に対応する事業形態の呼称であるとされている。²つまり、救済よりも防貧を優先した国民の思想教育の総称ともいえる。その根拠は、1908(明41)から始まった「感化救済事業講習会」と合わせて組織された「地方改良運動」であろう。背景には同年5月21日内務省地方局長通牒「済貧恤窮ハ隣保相扶ノ情誼ニ依リ互ニ協救セシメ国費救助ノ濫給矯正方ノ件」と同年10月13日に明治天皇より「戊申詔書」が発せられたことによるものと考えられる。政府は感化救済思想普及のため、地方改良運動を展開しその担い手に地方の名望家、教育者、宗教家を期待した。つまり、皇室主導型の宗教的救済事業が発展していくが、ここに「日本型」と呼ばれる独特の発展形態を見ることができる。³

2) 感化救済事業の展開

1908(明治41)年同年10月13日に明治天皇より発せられた「戊申詔書」が政府の感化救済事業を押し進める拠り所となった。さらに、1911(明44)年には、明治天皇の慈恵の強調として「施薬救療ノ勅語」が發布され天皇・皇室による「慈恵事業」が、同年4月に恩賜財団済生会の設立となって今日に至っている。

3) 社会事業の成立と経済的社会的背景

第1次世界大戦後の資本主義体制構造的変化と矛盾は、国民生活の貧困化の背景として物価高騰、農村の窮乏化、細民層の増加による都市下層社会の形成などであり、それらとともに、米騒動(1918)、日本労働総同盟の結成(1921)、水平社宣言、婦人参政権運動など社会運動が広がりを見せた。

このような社会背景に対して国は、社会問題対策を念

頭に内務省社会課を社会局に格上げした。当時の内務官僚であった床次竹次郎の講演録(1920(大9)年第5回全国社会事業大会)では、「惟ふに社会事業は、社会の進歩を促し、同胞の福祉を進め、以て人生々活における正義と人道との観念を最も明白にし、且つ之を現実に具体化する使命を帯びて居る」と述べている。⁴つまり、長く感化救済を主導した内務官僚自ら社会事業の有意性を主張せざるを得ないほどの状況の変化を物語っている。

この時期について菊池は次のように述べている。「大正中期以降に成立する日本の近代社会事業の思想的な精神として社会連帯思想が存在したことは指摘するまでもないであろう。抑々、この思想は欧米先進諸国の近代思想であり、わが国が大正デモクラシー期といえども、根底には天皇制家族国家主義が歴然と支配する体制であり、ここに援用すること自体、大きな苦難があった。よってこの思想の受容は当初より日本的に変質させられたものとして宿命を内包しており、権利としての連帯より義務としての連帯に比重をおいた特殊日本の社会連帯思想とも呼べるものがあった。しかし、この社会連帯思想を基調とした社会事業論は、近代社会事業の根本精神として広く普及し、これの代表的な人物が田子一民、生江孝之、矢吹慶輝などである」⁵

4) 救護法成立と昭和恐慌期

恤救規則は当時1万人前後の救済能力しかなかった。1927(昭和2)年6月18日に第2次社会事業調査会は、当時の浜口内務大臣に以下のような答申書を提出した。以下は「一般救護二関スル体系(答申)」の前文の抜粋である。「現行恤救規則ハ救助及其ノ費用ノ主体不明ニシテ被救助資格甚ダシク制限的ナリ、又救助額過少ナルノミナラズ救助方法ニ付キ規定スル所ナク現下社会ノ需要ニ適応セザルヲ以テ左ノ要綱ニヨリ救貧制度ヲ確立スルコトヲ要ス。」注目すべきは上記の要綱(第一の二)において扶助を市町村の義務としていることである。ついに救護法は1929(昭和4)年4月第56帝国議会で成立し1932(昭和7)年1月1日施行された。明治・大正・昭和という激動期の日本において、1874(明治7)年恤救規則が制定されて以降、半世紀(55年)を経過してようやくわが国も社会事業の成立を見た。

5) 戦時厚生事業(1937(昭和12)年頃から敗戦(1945年8月15日)まで

この時期の社会事業は、戦時厚生事業と呼ばれ、いわゆる「総力戦体制下」において社会事業の軍事

的再編が行われていく特殊な時代である。当時の社会事業は国家総動員法(1938(昭和 13)年)における「人的資源の保護育成」と「国民生活の確保維新」としての期待から、戦争遂行ための「高度国防国家の建設」という目的に収斂され、「隣保相扶」の再編や国民統合のための地域組織再編(上意下達型構造)が図られていく時代である。つまり、社会事業も「健兵健民政策」という期待を担い国策のなかに組み込まれた時代と言える。

以上、報告内容を基に感化救済事業から戦時厚生事業にいたる論点の整理を行った。なお、本報告の内容については、別の機会に論文としてまとめる予定である。

(注)

1. 山路克文『戦後日本の医療・福祉制度の変容:病院から追い出される患者たち』法律文化社、2013 年
2. 土井洋一「救済の抑制と国民の感化:感化救済事業」右田紀久恵・高澤武司・古川孝順編『社会福祉の歴史』有斐閣、1977 年、194 頁
3. 諸点淑(Jumsuk.Je)『植民地近代という経験:植民地朝鮮と日本近代仏教』法蔵館、2018 年、81 頁
4. 永岡正己「第 4 章 第一次世界大戦後の社会と社会事業の成立」菊池正治・清水教恵・田中和男・永岡正己・室田保夫編『日本社会福祉の歴史 付史料』ミネルヴァ書房、2014 年、83 頁
5. 菊池正治「第 7 章 仏教社会事業の展開とその批判」中西直樹・高石史人・菊池正治『戦前期仏教社会事業の研究』不二出版、2013 年、116 頁

明治 38 年東北地方大凶作と 福島県:恩賜金の配付をめぐる 問題点

宮城 洋一郎*6

明治 38(1905)年東北地方大凶作は宮城、岩手、福島の三県に及び甚大な被害をもたらした。筆者は、このときに三県に配付された恩賜金が、宮城、岩手両県にどのように配付され、そこでどのような問題が起きたかについて、検討を進めてきた。今回は福島県を対象に、恩賜金配付の問題点を探っていくこととする。

福島県における史料は『明治三十八年 福島県凶作救済概要』(福島県第一部編、明治 39 年 7 月)と『明治三十八年 福島県凶荒誌』(福島県発行、明治 43 年 3 月)の活字史料と、福島県歴史資料館蔵の「福島県庁文書」に収められている簿冊群がある。これらの史料を、昨年 9 月に調査し、それに基づいて、

福島県における恩賜金の配付状況を検討してみた。なお、同県にあっては、関係史料、簿冊では恩賜金と明記するが、規程や郡、市町村等への配付に関しては、御下賜金と表記し、必ずしも統一的に使用されていない。そのため、本発表にあっては、この二つを混在して使用することになる。

福島県における恩賜金配付の最も重視すべき事項として 3 点を上げることができる。

第 1 には、郡から町村への御下賜金配付に関して、交付式が挙行され、その儀礼を通じて御下賜金の趣旨が市町村長により演述され、交付簿への捺印を通して配付されたことである。この儀礼が教化の意味を深めた点に注目したい¹。

第 2 には、恩賜金への「報効」として、「恩賜田」「恩賜林」が造成されたことである。その例は数カ所ではあるが、恩賜金に対して「労働ヲ寄附シテ不毛ノ地ヲ開墾」していくという趣旨が示されている。「恩賜林」などの場合、御料地の下賜を通じて実現されるが、恩賜金を受けた人々の「記念」と「報効」によるという造成となったことで、新たな形態が生まれたことになる。

第 3 には、御下賜金を受けた当事者の声が、簿冊などの史料に記されていたことである。その代表的な例として、御下賜金を固辞した人物が「身根ノ続ク限り他人ノ救助ニ甘ンスルハ、甚タ屑シトセサル」といい、「刻苦勤勞」することで衣食に窮することはないとし、「他ノ老幼疾病ノ窮困者ニ給与ヲ請フ」と述べて、同人への給与額を他の 2 人に給与することとなった例があった。大凶作という非常事態の中で救助を固辞し、自らも困窮状態にありながら他者のためにと辞退した。このような例をどのように捉えていくべきか、今後議論が必要となる。

以上のような問題点を上げ、さらなる史料の検討を進めていきたいと考える。

(注)

1. 儀礼を通じた教化の意義については、小平美香氏が明治 6 年の教導職の記録から提起されている(同氏「神道における女性観の形成:日本思想史の問題として」『日本思想史学』第 50 号、平成 30 年 9 月参照)。



「明治」探訪

井上 兼一*7

3月6日(2日目)、明治神宮の参拝と散策、聖徳記念絵画館を拝観した。参加者は櫻井、宮城、冬月、岡本、金田、井上であった(敬称略)。

午前に明治神宮の手水舎前に集まり、今泉宜子氏の説明を受けて本殿を参拝した。楼門や社殿の特徴、経年変化による現状について話を伺った。明治神宮は2020(新元号2)年に鎮座百年を迎えるため、現在、屋根の葺替えや補修を施すための奉賛を募っている。

最近海外からの観光客が多く、境内では私たち日本人がマイノリティになっている不思議な感覚があった。絵馬を眺めると、様々な言語で願いごとが記されている。面白いエピソードとして、以前に「日本人がキリスト教徒になりますように(英文)」という願いごとがあったとのこと。このような願いを奉納できるところに、神道のもつ寛容性を垣間見た気がする。絵馬の前には、みな平等ということだろうか。

次に本殿の北側に位置する宝物殿(1921[大正10]年竣工)に向かった。耐震工事のため休館しており、外観を眺めたただけであったが、国の重要文化財(2011[平成23]年指定)として趣のある建物であった。宝物に関しては、建設される明治神宮ミュージアムに収蔵される予定である。宝物殿の周辺は広場になっており、散歩する高齢者、弾んだ声をあげて遊ぶ子どもの姿が見られ、憩いの場になっている。周囲に電線や高層ビルがないため、見上げると都会にいることを忘れるような青空が広がっていた。神宮の森には、悠久に静かな時間が流れている。

昼食をはさんで、明治神宮外苑にある聖徳記念絵画館を訪問した。外苑は、明治天皇と昭憲皇太後の聖徳を後世に伝えるため、1926(大正15)年に創建された。絵画館に入ると、ホールの広さと天井の高さ、大理石が散りばめられた床と壁面、ステンドグラスなどの装飾に心を奪われること、必至である。職員から内装の特徴や素材の産地について説明を受け、感嘆するばかりであった。



明治神宮拝殿前にて

同館の展示については、80点の巨大絵画(縦約3m×横約2.7m)が幕末から明治末にかけて年ごとに並べてあることが特徴である。そして、見覚えのある作品が数多くあることに驚いた。例えば、「13、江戸開城談判」は互いに端座した勝海舟と西郷隆盛が談判している場面、「21、岩倉大使欧米派遣」には、横浜港に停泊中の汽船アメリカ号に乗船する岩倉具視・大久保利通のほか、幼少の津田梅子が描かれている。「51、憲法発布式」は天皇が黒田清隆に憲法の原本を渡している光景である。

この他にも学校の教科書で一度は目にしたような絵画が展示されていた。これら作品は、当代随一の画家たちによって描かれたものである。そして、巨大であるために、作品の管理・修復・維持には細心の注意が払われている。絵画館は「明治」を追体験できる場所であり、有意義な時間を過ごすことができた。これら諸施設の建設費用は、国民の献金によってすべて賄われたというから驚きであった。百年前の庶民の崇敬心の篤さを物語っていると言えるだろう。最後に、本エクスカーションに格別の便宜をはかっていただいた今泉氏に、心より御礼申し上げる。

余談であるが、昼食時に立ち寄った「みろく庵」について、将棋の藤井聡太氏(七段)が“勝負めし”を注文することで有名なお店であった。風情ある店内は繁盛しており、常連客も足繁く通っているようだった。研究会の数日後、2019(平成31)年3月末をもって閉店するというニュースが飛び込んできた。後世に何かを残すことは並大抵なことではないということ、いろいろな場面で感じた次第である。



宝物殿【重要文化財】



聖徳記念絵画館【重要文化財】



みろく庵
と
勝負めし



宮内公文書館『恩賜録』調査について

岡本 和真*8

去る平成31年3月7日、8日に宮内公文書館において、かねてより調査中であった『恩賜録』の撮影を宮城氏、櫻井氏、金田氏、岡本の4名で行なった。

当初の予定では昭和2年から昭和10年までの『恩賜録』合計67冊の中から社会福祉事業と救恤金関係記事掲載分31冊を撮影する予定であったが、予想よりも記事の分量が多く、全撮影には至らなかった。それでも合計すると4000カット程の関係記事撮影を行なう事が出来た。

内容について現在把握している点は以下の通りである。

- ・簿冊の第1号が御救恤金の項目となっており、その次が団体賜金と固定されるようになった。また昭和7年からは各年に欠号が目立つ様になり、これが意図したものかは不明である。
- ・災害時に救恤金を下賜するにあたり、最低でも7回の侍従派遣が行なわれた。(目次掲載分)ただし、第一次世界大戦期のような侍従武官派遣は現在撮影段階では把握出来てはいない。
- ・大正12年の関東大震災より増加していた社会事業団体への恩賜金下賜が昭和になっても継続している。明治大正期に行なわれていたような、個別の団体への支出記事は減少し、関連官庁への支出の後、役所がそれを振り分けるという形式が多くみられる。また役所側もそれぞれの団体の特・甲乙丙丁戊と6等級に分類して恩賜金下賜額を決定している。昭和2年1月の「社会事業諸団体ニ対シ事業御奨励ノ思召ヲ以テ賜金ノ件」を例とすれば、特級は合計4件で、その中でも救世軍社会事業部が最も多くの下賜金(金千円)を得ている。(他の3件は京都平安徳義会、大阪博愛社、岡山博愛会で各金八百円下賜)



・団体賜金の項目では付録として、請願書・事業経過報告・恩賜金不詮議についての調書が添付されており、本来の団体賜金記事より多くの紙面を割いている。大正期においても付録の存在は無いではなかったが、件数の増大が如実である。

活動報告 平成30年度

第2回「近現代における皇室と福祉事業」に関する研究会(出席者)

平成31年3月5日(火)13:00~18:00 於 國學院大學渋谷キャンパス3号館3307教室

[メンバー]新田均、宮城洋一郎、藤本頼生、山路克文、櫻井治男、井上兼一、室田保夫、小平美香、冬月律、金田伊代、岡本和真、中野一茂

[特別参加]今泉宜子、松本滋、明治神宮職員2名(本誌1、2頁参照)

エクスカーシオン(出席者)

平成31年3月6日(水)10:00~14:00

明治神宮参拝、境内散策と明治神宮外苑聖徳記念絵画館拝観

[メンバー]櫻井治男、宮城洋一郎、井上兼一、冬月律、金田伊代、岡本和真

[特別参加]今泉宜子



会員の主な業績

(平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月)

宮城洋一郎

〈著書〉

○『日本古代仏教の福祉思想と実践』岩田書院、平成 30 年 11 月

〈論文〉

○「明治 38(1905)年東北地方大凶作と恩賜金：岩手県における配付方法を中心に」『東北社会福祉史研究』第 37 号、平成 31 年 3 月、1-16 頁

○「自誓受戒の經典上の根拠について：福祉実践への手がかりを求めて」『淑徳大学 長谷川仏教文化研究所 年報』第 43 号、平成 31 年 3 月

○第 2 章「南都系」、第 3 章「天台系」『現代日本における仏教社会福祉事業の歩み(2001～2010 年)』長谷川匡俊編、淑徳大学長谷川仏教文化研究所、平成 29 年 12 月、28-30 頁、31-40 頁

○「明治期の災害と恩賜金：地方行政文書から学ぶこと」『千葉・関東地域社会福祉史研究』第 43 号、平成 31 年 3 月、1-6 頁

〈発表〉

○「明治 38 年東北地方大凶作と福島県：恩賜金の配付をめぐる問題点」東北社会福祉史研究連絡会第 42 回総会、社会福祉法人仙台キリスト教育児院、平成 31 年 3 月 16 日

〈発表〉

○「明治 38 年東北地方大凶作と福島県：恩賜金の配付をめぐる問題点」東北社会福祉史研究連絡会第 42 回総会、社会福祉法人仙台キリスト教育児院、平成 31 年 3 月 16 日

井上兼一

〈発表〉

○「1930 年代における宗教的情操教育：研究開発校の模索」教育史学会第 62 回大会、一橋大学、平成 30 年 9 月 30 日

小平美香

〈論文〉

○“Female Shrine Priests and Doctrinal Instructors in the Early Meiji Moral Edification Campaign”*Monumenta Nipponica* vol. 73-2, 2018, Sophia University, pp. 2019-03, 213-244.

岩瀬真寿美

〈論文〉

○「道徳教育における『崇高なものとの関わり』再考：鈴木大拙の『日本の靈性』概念を手がかりに」同朋学会『同朋大学論叢』第 104 号、平成 31 年 3 月、1-17 頁、

〈発表〉

○「鈴木大拙の自己形成観における知と情」教育哲学会第 61 回大会、山梨学院短期大学、平成 30 年 10 月 7 日

金田伊代

〈発表〉

○「近現代の精神医療史と神社：精神病と神道の関わり」第 22 回日本精神医学史学会大会、西南学院大学、平成 30 年 11 月 11 日

○「神職 新開譽一と阿波井島保養院：神道と精神病の関わり」第 72 回神道宗教学会学術大会、國學院大學、平成 30 年 12 月 9 日

出張報告

平成 30 年度(平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月)

日程	場所	出張者	内容
11 月 10-11 日	西南学院大学 (福岡県福岡市)	金田伊代	第 22 回日本精神医学史学会
3 月 5-6 日	國學院大學 (東京都渋谷区)	(別掲参照)	第 2 回研究会 (別掲参照)
3 月 7-8 日	宮内庁書陵部 (東京都千代田区)	宮城洋一郎 櫻井治男 岡本和真 金田伊代	『恩賜録』の閲覧・撮影

編集後記



「近現代日本における『皇室と福祉事業』に関する研究会」ニューズレター第 8 号をお届けします。

今回は國學院大學で行われた平成 30 年度第 2 回研究会と明治神宮でのエクスカージョンの内容が中心です。ゲストの先生方にもご投稿いただき、充実した内容になりました。

(金田)



近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会
ニューズレター
第 8 号

平成 31 年 3 月 31 日発行

発行 皇學館大学

現代日本社会学部

新田 均研究室◎

〒516-8555

三重県伊勢市神田久志本町 1704

0596-22-0201(代)

科研費
KAKENHI